



定期第 1 0 2 号 令和元年 1 0 月 1 8 日発行

目 次

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5 1	徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）の期日及び選挙すべき議員の数を告示する件	
5 2	令和元年 1 0 月 2 7 日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における投票用紙の様式を定める件	
5 3	令和元年 1 0 月 2 7 日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙運動に関し支出することのできる金額を告示する件	
5 4	令和元年 1 0 月 2 7 日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙運動に従事する者等に対し支給することができる実費弁償の額等を告示する件	
5 5	令和元年 1 0 月 2 7 日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
5 6	令和元年 1 0 月 2 7 日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙会の場所及び日時を告示する件	
5 7	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
58	地方自治法の規定による県議会の解散の請求，知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		
59	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件		
60	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

【選挙長告示】

番号	表	題	担当課名
1	令和元年10月27日執行の徳島県議会議員補欠選挙における吉野川選挙区の選挙立会人について，候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき，又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件		

徳島県選挙管理委員会告示第五十一号

徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝 山 日 出 高

一 選挙の期日

令和元年十月二十七日

二 選挙すべき議員の数

二人

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝山日出高

12 cm

令和元年十月二十七日執行

徳島県議会議員補欠選挙投票

印

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

9 cm

備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙は白色地とし、赤色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷り込みとすること。

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙運動に関する支出することのできる金額は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

五、三六四、〇〇〇円

徳島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイトを利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること）以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
 - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
 - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円以内
 - 2 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内
- 三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号1、2及び3に掲げる額
 - 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円以内
 - 2 専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元以内
 - 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元以内
 - 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元以内

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
徳島市論田町大江一・五	小林敬治	徳島市末広四丁目六・二八	倉橋文代

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 令和元年十月二十九日 午前十時

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一一、六九五入

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝 山 日 出 高

一七二、四五一人

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の吉野川選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
吉野川	一一、七五九人
板野	二七、二四九人

徳島県選挙管理委員会告示第六十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一七二、四五一人

徳島県議会議員補欠選挙吉野川選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和元年十月二十七日執行の徳島県議会議員補欠選挙における吉野川選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

徳島県議会議員補欠選挙吉野川選挙区選挙長 小 林 敬 治

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和元年十月二十五日 午前十時三十分